

重 栖 川 水 系  
河 川 整 備 基 本 方 針

平 成 1 6 年 6 月

島 根 県

# 重栖川水系河川整備基本方針

## - 目 次 -

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
( 1 ) 流域及び河川の概要 .....	1
( 2 ) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	2
2 . 河川の整備の基本となるべき事項 .....	4
( 1 ) 基本高水並びにその河道及び 洪水調節施設への配分に関する事項 .....	4
( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	4
( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	5
( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項 .....	5
( 参考図 ) 重栖川水系図 .....	6

# 1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

重<sup>おも</sup>栖<sup>すがわ</sup>川は、その源を<sup>おき</sup>隠<sup>ぐん</sup>岐<sup>ご</sup>郡<sup>ご</sup>五<sup>むら</sup>箇<sup>こ</sup>村<sup>お</sup>郡<sup>り</sup>地<sup>と</sup>先の<sup>とき</sup>時<sup>ば</sup>張<sup>り</sup>山<sup>ざん</sup>(標高 522m)に発し、途中、<sup>や</sup>山<sup>だ</sup>川<sup>が</sup>、<sup>な</sup>那<sup>ぐ</sup>久<sup>じ</sup>路<sup>か</sup>川<sup>わ</sup>、<sup>な</sup>苗<sup>わ</sup>代<sup>し</sup>田<sup>ろ</sup>川<sup>た</sup>等<sup>が</sup>の支<sup>な</sup>川<sup>わ</sup>を<sup>ご</sup>合<sup>か</sup>わ<sup>み</sup>せ、<sup>な</sup>五<sup>ら</sup>箇<sup>な</sup>村<sup>み</sup>南<sup>か</sup>方<sup>た</sup>地<sup>か</sup>先<sup>た</sup>において<sup>あ</sup>重<sup>か</sup>栖<sup>さ</sup>湾<sup>き</sup>に<sup>あ</sup>注<sup>か</sup>いで<sup>さ</sup>いる。本水系の流域面積は約 26km<sup>2</sup>でその流域は五箇村に属している。

本流域は、昭和51年8月の出水を契機に、昭和52年から中小河川改修事業として、延長L=4,600mの河道の拡幅、護岸の整備に着手し、昭和57年に基準地点<sup>あ</sup>赤<sup>か</sup>崎<sup>さ</sup>橋<sup>き</sup>における基本高水のピーク流量を290m<sup>3</sup>/sとする重栖川水系工事実施基本計画を策定した。その後、平成3年9月の台風により家屋浸水46棟の被害を受けたため、平成5年から支川<sup>こ</sup>那<sup>う</sup>久<sup>じ</sup>路<sup>が</sup>川<sup>わ</sup>及び<sup>こ</sup>小<sup>う</sup>路<sup>じ</sup>川<sup>が</sup>のL=1,860mを延伸し、平成13年度に完成した。

本水系の水利用については、農業用水として約150haのかんがいに利用されている。

本水系の河川環境の特徴は、上流域は、スギ・ヒノキ等の植林が広く分布する中起伏山地であり、<sup>お</sup>隠<sup>き</sup>岐<sup>ど</sup>島<sup>う</sup>後<sup>ご</sup>のみに生息するオキサンショウウオが生息している。河道内は、河床の巨礫や露頭岩により流水に変化をもたらし、また、寄洲の形成により、ヨモギ、ガマ、ネコヤナギ等が繁茂し、生物の良好な生息環境を呈している。魚類ではウグイやヨシノボリ類が生息している。

中流域は、五箇村の中心地であり、隠岐有数の穀倉地帯となっている沖積地を流下している。農耕などの神として広く尊崇されてきた<sup>み</sup>水<sup>ず</sup>若<sup>わ</sup>酢<sup>す</sup>神社<sup>じん</sup>(建造物：<sup>しん</sup>国<sup>こう</sup>指定<sup>さい</sup>重要<sup>み</sup>文化<sup>ず</sup>財<sup>じん</sup>)では<sup>しん</sup>神<sup>こう</sup>幸<sup>さい</sup>祭<sup>み</sup>「<sup>み</sup>水<sup>ず</sup>若<sup>わ</sup>酢<sup>す</sup>神社<sup>じん</sup>祭<sup>さい</sup>礼<sup>れい</sup>風<sup>ふう</sup>流<sup>りゅう</sup>」(県指定無形民俗文化財)が今もなお行われるなど、この流域が古くから農業で栄えてきたことを伺わせている。このほか、川のほとりでは、盆の<sup>が</sup>餓<sup>き</sup>鬼<sup>だ</sup>棚<sup>な</sup>や川まつりという精霊送りといった民俗行事が今も行われている。

河道内は過去の改修により護岸が施されているが、寄洲の形成によりツルヨシやミゾソバが繁茂し、また、湊筋が形成されるなど水生生物にとって良好な生息環境が回復し、浅瀬にはシマドジョウやフナ類が生息している。

下流域は、中流域から続く田園の間を貫流し、川幅は広くゆったりとした流れとなっており、五箇村の海の玄関である重栖湾に繋がっている。河道内は、ヨシ等の抽水植物の繁茂によりワンドが形成され、メダカ、コイ等が生息し、コサギなどの魚食性水鳥の採餌場となっている。河口部ではボラ、チチブ等の汽水を好む魚類が生息している。

河川の利用状況については、溪流の清澄な水を利用したヤマメの養殖やモクズガニ採りなどが行われている。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、盆の餓鬼棚や川まつりとななどの民俗行事が古くから継承された歴史に配慮するとともに、オキサンショウウオをはじめとした多様な種が確認されるなど野生生物の宝庫となっている貴重な自然を体験できる河川環境の保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は被害の軽減に関しては、30年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水から五箇村市街地を防御する。

また、計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップ作成の支援や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、河川水位や雨量情報の提供、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と協力して推進する。

河川水の利用に関しては、水利使用者との調整を図りながら、水資源の合理的な利用の促進を図る。

河川環境の保全に関しては、上流域から中流域においては、寄州や水際の植生等を保全していくとともに魚類の移動に配慮し、河道の連続性の確保に努める。

下流域においては、ワンドに生息するメダカやコイ等の魚類や水鳥等に配慮し、ヨシ等の抽水植物の保全に努める。

河川利用に関しては、河川に関心が深まるような情報の提供や河川愛護の啓発・促進を図る。

また、良好な水循環や水質の保全を図るため、森林の保全等に対して、関係機

関との連携を図るように努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、本水系の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に行うものとする。

## 2 . 河川の整備の基本となるべき事項

### ( 1 ) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

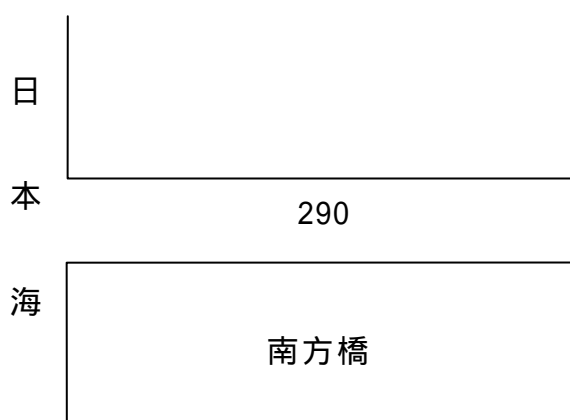
重栖川における基本高水のピーク流量は、基準地点<sup>みなみかたばし</sup>南方橋において  $290\text{m}^3/\text{s}$  とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	洪水調節施設による 調節流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への 配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
重 栖 川	南 方 橋	290	-	290

### ( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点南方橋で  $290\text{m}^3/\text{s}$  とし、河口まで同流量とする。



: 基準地点

重栖川計画高水流量図

( 単位 :  $\text{m}^3/\text{s}$  )

( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項  
 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

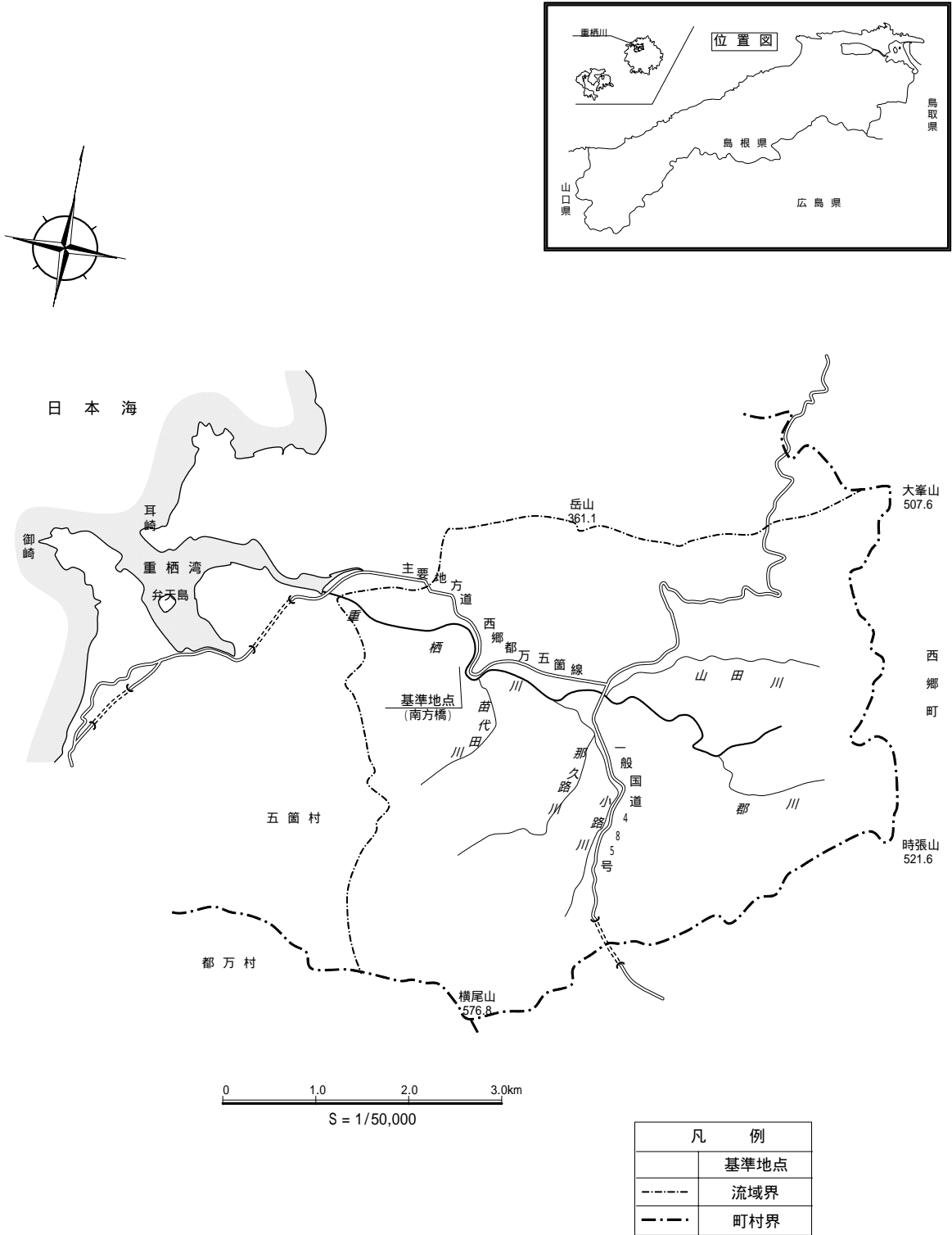
河川名	地点名	河口からの距離 ( km )	計画高水位 T . P . ( m )	川 幅 ( m )	摘 要
重 栖 川	南 方 橋	1.8	+ 5.65	40	

( 注 ) T . P . = 東京湾中等潮位

( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等の河川の状況把握を行い、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等を考慮し、調査検討を行ったうえで決定するものとする。

# (参考図) 重栖川水系図





(参 考)

河 川 整 備 基 本 方 針

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H16. 6.24	
	施 行	H16. 6.24	

工 事 実 施 基 本 計 画 (旧)

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	S57. 3.31	
	施 行	S57. 3.31	